

冬季一時金、据え置き回答で妥結

10月24日開催の団体交渉で、法人は昨年同様冬季一時金の回答を保留しましたが、11月15日に開催された団体交渉において、要求通り昨年実績を維持するとの回答を引き出しました。両組合の機関決定に基づき、以下の通り妥結いたしましたのでご報告いたします。

冬季一時金については合意したものの、年間一括交渉、一括回答という従来の交渉方式が、現状、合意のないまま半期毎の回答となっている点について、組合として容認しているわけではありません。今回は支払い時期の問題から、合意いたしました。1年間分の金額について妥結した後でも、不測の事態が起きた際には再交渉を行うという従来からの主張、および一時金は安定的な給与としての位置づけであるという考えに基づき、年間一括交渉を維持するべく引き続き要求していきたいと思います。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

※その他要求への回答については、後日配信の『組合ニュース 24-①』「春季要求回答について」をご確認ください。

【妥結内容】

《期末勤勉手当》

◎専任教職員

冬季 3.1ヶ月+110,000円（住宅手当の算入率 9.4%）

◎研究支援職員

冬季 3.1ヶ月

◎有期事務職員、有期技術・技能系職員、有期現業職員

冬季 1.5ヶ月

《期末手当(年度末手当相当分)》 0.32ヵ月（専任教職員、研究支援職員）

支給日：2023年12月8日(金)

以上